

# ○木津川市立学校給食センター物資調達要綱

平成19年3月12日教育委員会告示第12号

改正

平成22年8月19日教育委員会告示第19号

## 木津川市立学校給食センター物資調達要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、木津川市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）における学校給食物資調達について、学校給食法（昭和29年法律第160号）の目的を堅持し、優良物資を厳選し、かつ、適正価格をもって円滑な供給がされるよう、木津川市立学校給食センター管理運営規則（平成19年木津川市教育委員会規則第20号）第5条第3項の規定に基づき、木津川市立学校給食物資納入資格業者（以下「納入資格業者」という。）の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (納入資格)

第2条 納入資格業者として登録することができる者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準を完備し、学校給食に理解を持ち社会的信用を有する者であって、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、京都府学校給食会が指定するパン・米飯委託加工業者及び京都府給食用牛乳供給対策推進会議で決定された業者並びに市内少量生産業者で、教育長が特に必要と認める者から調達する場合は、この限りではない。

- (1) 木津川市の当該年度の物品及び役務の供給等に係る入札参加資格で「飲食料品」の分類別業者の登録を受けていること。
- (2) 所轄保健所により優良（衛生監視評点81点以上）であると認められる業者であること。

### (登録及び更新手続)

第3条 納入資格業者として、登録を受けようとする者は、学校給食物資納入資格業者登録（更新）申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の必要書類を添えて、教育長に提出するものとする。

- (1) 営業概況調書
  - (2) 「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に規定する食品衛生監視票
  - (3) 食品衛生法第52条第2項に基づく営業許可証の写し
  - (4) 食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）に定める業務開始届書の写し
- 2 登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年とする。

3 登録の有効期間満了後も引き続き、登録を受けようとするものは有効期間の満了日の30日前までに、第1項に規定する申請書に同項各号に定める書類を必要に応じ添付し、教育長に提出して更新を受けなければならない。

(納入資格業者の決定)

第4条 教育長は、書類審査及び実施調査等を行い、納入資格業者の登録及び更新について決定するものとする。

2 教育長は、登録及び更新を決定した業者（以下「登録業者」という。）に対して、学校給食物資納入資格業者登録通知書（別記様式第2号）を発行するものとする。

3 前項の通知を受けた業者は、速やかに誓約書（別記様式第3号）を教育長に提出するものとする。

(登録の停止及び取消し)

第5条 教育長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録業者の登録の停止又は取消しを行うことができる。

- (1) 法令及び条例等により、罰則規定の適用を受けたとき。
- (2) 第2条の規定における納入資格を欠くに至ったと認められるとき。
- (3) 誓約書（別記様式第3号）に記載された事項を再三にわたり遵守しないとき。
- (4) 給食センターの業務遂行に著しい支障を生じさせたとき。

(物資購入)

第6条 給食センター所長（以下「所長」という。）は、物資を購入するときには、登録業者の中から選択決定した業者（以下「納入業者」という。）に、納入日時を指定した発注書（別記様式第4号）を送付するものとする。

2 所長は、発注数量の変更については、変更の都度当該納入業者に連絡するものとする。

(物資納入)

第7条 納入業者は、物資の納入時には、納品伝票（別記様式第5号）を所長に提出するものとする。

2 納入業者は物資納入後、給食センター担当職員による納入物資の検収を受けなければならない。検収の結果、担当職員が適正であると判断したときは、納入業者は当該納入にかかる納品伝票（別記様式第5号）及び請求伝票（別記様式第6号）に受領印の押印を受けるものとする。

(物資代金の請求)

第8条 納入業者は、月ごとに給食センターに納入し、検収を受けた物資についての請求伝票（別記様式第6号）を当該月の月末までに所長に提出して代金を請求するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の山城町立学校給食センター物資調達要綱（平成6年山城町教育委員会告示第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 第7条から第9条までの規定にかかわらず、合併前の木津町の区域においては、合併前の木津町におけるこの告示の相当規定により定められた様式の発注書、物資納品兼受領書及び学校給食用物資代金請求書を、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 附 則（平成22年8月19日教育委員会告示第19号）

### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の木津川市立学校給食センター物資調達要綱（以下「改正前の告示」という。）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の告示の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改訂を加えたうえ、当分の間、使用することができる。

年　月　日

木津川市教育委員会教育長様

住 所	京都府木津川市	番地
名 称		
氏 名		㊞
電話番号		

学校給食物資納入資格業者登録（更新）申請書

木津川市立学校給食物資納入資格業者として登録（更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 納入希望品

2 添付書類

- (1) 営業概況調書
- (2) 衛生監視票
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 業務開始届書の写し

第 号  
年 月 日

様

木津川市教育委員会

教育長

印

### 学校給食物資納入資格業者登録通知書

年 月 日付けをもって提出のあった学校給食物資納入資格業者登録申請書により審査の結果、次の事項を付して木津川市立学校給食物資納入資格業者として登録（の更新）をしましたので通知します。

#### 1 品目

#### 2 要件

- （1） 給食用物資関係事項については、給食センター所長の指示に従うこと。
- （2） 登録期間中であっても献立の都合により注文しないことがある。
- （3） 納入食品が直接に起因する事故については、一切の責務を納入者が負うこと。
- （4） 製造加工工場の施設設備及び従業員の衛生並びに健康管理に万全を期すること。
- （5） 登録業者であっても、木津川市立学校給食センター物資調達要綱第5条各号のいずれかに該当したときは、登録を停止し、又は取り消すことがある。

誓 約 書

私儀

今般、木津川市立学校給食物資納入資格業者として登録（更新）しましたので、学校給食の本旨を十分理解し、常に木津川市立学校給食センター物資調達要綱並びに登録決定通知書に記載された要件及び次の事項についても厳守し、かつ、誠意をもって御注文に応じることを誓約します。

- 1 物資の納入期日・時間等を厳守します。
- 2 物資は、見本・見積書と相違することなく、かつ、量目の正確を期します。
- 3 万一不良品があった場合は、速やかに善処します。

年 月 日

木津川市教育委員会教育長 様

住 所

名 称

氏 名

㊞

樣

月 分 発 注 書

(保存・冷蔵) 納品時間

木津川市立(木津・山城・加茂)学校給食センター

注: 変更の生じたときは速やかに当該納入業者に連絡いたします。

納品伝票

## 木津川市立

年 月 日

(木津・山城・加茂) 学校給食センター所長 様

納入業者氏名

## 請求傳票

木津川市立

年 月 日

(木津・山城・加茂) 学校給食センター所長 様

納入業者氏名